

藤里町

子育てファミリー支援事業

藤里町では事後申請方式
により実施しています

どんなことに使えるの？

藤里保育園で実施している一時預かり、町外の施設で実施している病児保育の利用料に使えます。

※病児保育については、現在、藤里町で実施している施設がありません。町外施設でも対象となりますが、利用要件等については、事前に利用施設にご確認ください。

[例えばこんな時に利用することができます]

- ・在宅で育児しているが、たまには私もリフレッシュしたい！〈一時預かり〉
- ・子どもが風邪の回復期だけど、仕事を休むことができない〈病児保育〉

どこで使えるの？

次のサービスにご利用いただけます。各施設に事前に問い合わせのうえ、ご利用ください。

サービスの種類	施設名/事務局	所在地	電話番号
一時預かり	藤里保育園	藤里町藤琴字三ツ谷脇38番地1	0185-79-2720
病児保育	町外の病児保育実施施設(藤里町内には実施施設がありません。)		

事前の手続きは？

藤里町教育委員会で必要書類を記入のうえ、対象世帯認定を受けてください。手続きの際には、印鑑とお子さん3人以上養育している公的証明書、振込口座がわかる書類(通帳等)を持参してください。

使った後の手続きは？

一時預かり等対象となるサービスを利用して支払った際の領収書やレシートを添付のうえ、必要書類を記入し、藤里町教育委員会へ提出してください。

【お問合せ先】

藤里町教育委員会 学校教育係

〒018-3201

藤里町藤琴字家の後67

TEL 0185-79-1327